

四條畷市広告パンフレット設置取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、四條畷市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、四條畷市役所庁舎内に広告宣伝を目的とするパンフレット、カタログ等の印刷物等（以下「広告パンフレット」という。）を設置することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置区画)

第2条 広告パンフレットの設置の場所は、市長の指定するパンフレット立ての区画とする。

(設置基準)

第3条 広告パンフレットは、要綱第4条に定める市の取り扱う広告として不適切なものに該当しないものとし、市長の指定する区画に入る大きさと、パンフレット立ての他の区画に影響を及ぼさないものとする。

(募集等)

第4条 広告パンフレットの設置について、毎年2月に翌年度分を市ホームページ等で募集し、申込みの受付を行う。この場合において、申込みの件数が設置許容件数を超えたときは、抽選とする。

2 前項の募集において申込みの件数が設置許容件数に満たないとき又は年度途中で設置の区画に空きが生じたときは、随時に設置の申込みの受付を行なうものとする。

(申込み)

第5条 広告パンフレットを設置しようとする広告主は、設置する広告パンフレットの見本及び四條畷市広告パンフレット設置申込書（様式1）を市長に提出しなければならない。

(設置の決定等)

第6条 市長は、前条の申込書又は第10条の変更申込書を受理したときは、審査のうえ設置の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定に基づき設置の可否を決定したときは、広告主へ四條畷市広告パンフレット設置可否決定通知書（様式2）により通知するものとする。

(権利義務等の譲渡等)

第7条 広告主は、前条の決定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(設置料の納付)

第8条 広告パンフレットの設置の決定を受けた広告主は、広告パンフレットを設置するまでに、別表に定める設置料の設置期間に係る分を一括して納付しなければならない。

(設置の期間)

第9条 広告パンフレットを設置する期間は、市長が定める期間で、設置を開始した日の属する年度の末日を期限とする。

(広告パンフレットの変更)

第10条 広告主は、設置期間中に、既設の広告パンフレットを変更しようとするときは、変更予定の広告パンフレットの見本を添えて、四條畷市広告パンフレット設置変更申込書(様式3)を市長に提出しなければならない。

(設置決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告パンフレットの設置決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が納付期限までに設置料を納付しないとき。
- (2) 広告主が第2条の規定に違反したとき。
- (3) 広告主が第7条の規定に違反したとき
- (4) 四條畷市役所庁舎管理上の必要があるとき。

2 前項の募集において申込みの件数が設置許容件数に満たないとき又は年度途中に設置の区画に空きが生じたときは、随時に設置の申込みの受付を行うものとする。

(設置料の返還)

第12条 設置料は、返還しない。ただし、前条第4項の規定により広告パンフレットの設置決定を取り消した場合は、この限りでない。

(広告主の責任等)

第13条 広告パンフレットの補充は、広告主において行うものとする。

2 広告パンフレットの内容に関して問題が発生したときは、広告主の責任において処理するものとし、市は一切の責任を負わない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告パンフレットの設置に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度の広告パンフレットの設置についての第4条第1項の規定の適用については、同項中「毎年2月に翌年度分」とあるのは「平成19年4月に平成19年度分」とする。

別表

広告パンフレット設置料（1区画当たり）

設置の期間	設置料（1月当たり）
1月以上6月以下	1,200円
7月以上1年以下	1,000円

備考：1区画は、A4判縦を設置できる大きさ。

1月は暦単位とし、1月に満たない月は1月とする。

様式1（第5条関係）

四條畷市広告パンフレット設置申込書

年 月 日

四 條 畷 市 長 あて

住 所
名 称 印
代表者氏名
電 話 番 号
担当者氏名

四條畷市広告パンフレット設置取扱要領第5条の規定に基づき、下記のとおり申し込めます。また、四條畷市広告パンフレット設置取扱要領を遵守します。

記

広告パンフレット仕様	
設 置 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 月）
広 告 内 容	
備 考	

様式 2 (第 6 条第 2 項関係)

第 号
年 月 日

様

四條畷市長

印

四條畷市広告パンフレット（設置・変更）可否決定通知書

年 月 日付で申込みのあった件について、四條畷市広告パンフレット設置取扱要領第 6 条の規定に基づき、下記のとおり設置を（承認・不承認）としましたので通知します。

記

設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (月)
広 告 設 置 料	
広告パンフレット仕様	
広 告 内 容	
設 置 承 認 の 条 件	<ul style="list-style-type: none">・ 設置料は、納付期限までに納付すること。・ 広告パンフレットの内容に関しては広告主が全責任を負うこと。・ 設置の決定を取り消した場合において、市は損害賠償の責任を負わない。・ 四條畷市広告パンフレット設置取扱要領を遵守すること。
設 置 不 承 認 の 理 由	
備 考	

様式3（第10条関係）

四條畷市広告パンフレット設置変更申込書

年 月 日

四 條 畷 市 長 あて

住 所
名 称 印
代表者氏名
電 話 番 号
担当者氏名

広告パンフレットの設置について、四條畷市広告パンフレット設置取扱要領第10条の規定に基づき、下記のとおり変更を申し込みます。

記

広告パンフレット 変更後の仕様	
広 告 内 容	